

## 臓器提供意思表示カードの様式見直し(案)

### 【様式見直しのポイント】

- ① 改正法の趣旨を踏まえ、「臓器提供の意思表示を行う欄」を見直し、1から3のいずれかに○をつける形とする。
- ② 「提供臓器の意思表示を行う欄」について、「提供したくない臓器に×」をつける形とする。  
(分かりやすさの観点から、提供したくない臓器の欄を別途設け、提供意思に関する欄と分ける)
- ③ 「特記欄」を設け、親族優先提供の意思や組織(皮膚、心臓弁、血管、骨など)提供の意思を自筆で記入できるようにする。(パンフレットに、脳死後に提供可能な臓器・心停止後に提供可能な臓器を明記する)
- ④ 臓器移植に関する情報に容易にアクセスできるようにするため、カードをパンフレットとあわせて配布することとするとともに、カード本体には問い合わせ先を記載する。

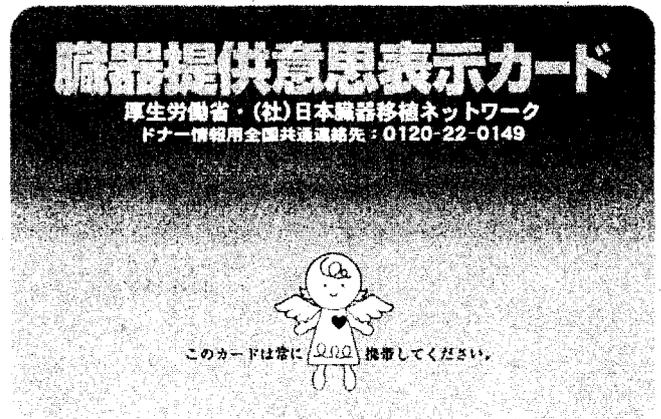
### 現行意思表示カード

該当する1. 2. 3. の番号を○で囲んだ上で  
 提供したい臓器を○で囲んで下さい

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器  
 を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)  
 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他( )
2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器  
 を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)  
 腎臓・膵臓・眼球・その他( )
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 年 月 日  
 本人署名(自筆)： \_\_\_\_\_  
 家族署名(自筆)： \_\_\_\_\_

(可能であれば、この意思表示カードをもって知っていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい。)



### 新カード(案)

1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも  
移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器  
を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。) 【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

【特記欄： \_\_\_\_\_】

署名年月日： 年 月 日  
 本人署名(自筆)： \_\_\_\_\_  
 家族署名(自筆)： \_\_\_\_\_

